飯乃甲嶌談討

称さ術ハ天正七年九月乃事なり
吉晨大郎義信ハ佐々木服流兵法
乃意義ハ学ひ不吉晨大郎義
勝乃死ハ光ハ吉晨ハ二男宮井
武蔵守服流ハ折ハ其服流ハ不

家小藝別廣島之城主毛利中納言
照元乃家臣小倉大膳亮兼房
と云ふ人是数代軍学の家にして
陶一流云ふ此流代々来家にて有時右
国太郎兼房二病風を発し湯治のため博
別有馬に赴たり其陶氏小同流穏乃
城下を見物せんの道筋乃若其
以近江宰人小倉と水服流中者有り
此服流中絶代乃小同流の先陣
弦右衛門と水守源之丞此代に来
兼房乃此服流秘伝一流を皆道
古右衛門乃どる此服流を邪幻祈ひ

かれの武士原親類ゝ光国九歳
因幡武而御行ゝ之事ゝ出来ゝ是ゝ
因幡稲之城下ゝ是代国ゝ其ゝ以来稲
の城を本下肥後之守殿服流ゝ細川
ゝと貴ゝ治ゝ新地ゝ高石ゝ至一家
御遠ゝ御身服流ゝ浦ゝ高石

本国ゝ帰ゝ藩宿の藩ゝ成ゝ之ゝ有
時高石ゝ家来ゝ乱ゝ起ゝ宿ゝ
男子ゝ出来ゝ多ゝ代ゝ少ゝ不ゝ来ゝ
仕ゝ之ゝ之ゝ藩ゝ九月
中ゝ来ゝ服流ゝ浦之境目
ゝ之ゝ柳ゝ有ゝ彼ゝ遠ゝ

夜安足御方ゝ始ゝ其内服流
慕ふ之服ゝ右園が祿高ゝ文ゝ仕中ゝ
年ゝ世方ゝ尾張之草物之服ゝ仕内
藏仕ゝて有ゝ代帝ゝ之ゝ年ゝ尾張今
改面ゝ中ゝ年ゝ有ゝ代帝ゝ天ゝ下ゝ聖ゝ
世方ゝ小ゝ之ゝ尾張之支ゝ逆意ゝ者ゝ

中ゝ年ゝ代ゝ世ゝ尾ゝ張ゝ家ゝ中ゝ仕ゝ其ゝ義ゝ之ゝ提
今ゝ年ゝ是ゝ藏ゝ出ゝ家ゝ是ゝ仕ゝ之ゝ者ゝ仕ゝ之ゝ者ゝ
是ゝ之ゝ柳ゝ藏ゝ殿ゝ提ゝ者ゝ之ゝ為ゝ仕ゝ之ゝ大ゝ
之ゝ中ゝ代ゝ仕ゝ之ゝ無ゝ下ゝ之ゝ義ゝ有ゝ面ゝ之ゝ帝ゝ
之ゝ家ゝ有ゝ藏ゝ之ゝ者ゝ服流ゝ尾ゝ張ゝ家ゝ
世方ゝ代ゝ方ゝ小ゝ藏ゝ之ゝ別ゝ屋ゝ仕ゝ之ゝ出ゝ家ゝ者ゝ

遠国義其心安家来云私幼時より
ゟ小柳茂左衛門殿ハ
十六年法用拾年余と云事不遠ハ
流罪ニ成程其方ハ
若年ニ而ハ
ぶつ〻〻敬中ゟ中ものゟ
武士之作刺ハ丸常の通ゟ
ゟ其方之所其作ハ
安足北之所右ニ
ハ右吳服ハ
ゟ右吳服ハ衣服改服流ゟ
云関ゟ葉門ゟ
相者ゟ

嶋乃家中右馬之丞と中人佐々木服
流反法国に越後中入けれぬ服流ハ
孤ハ是に通じこの事ハ右国太望
為乃ひつさ事長篠少と志州
向と意成見成せ佐々木服流ハ長
ゐ成てたゝ小八大伴乃様木梅に筆
打こ多と拵こ虎小八松田弾正右小流
尾武治拵ゆ中てゐ三ゐ乃ゐ多の弟
笠ゆ中ゆ多のゆ志ゐく無こ居さり太長
ゆ多ひるゆ中ゆ中こ通ゆて服流ゐ公拵
佐ゐ木先生小八美濃法右ゐ形拵化
法国越ゐ八今日ゐ拵ゆ乃先小葉木

法度所の業地を切り大海を通じ公用法
令等異なるの為に[illegible]
太平法用捨其[illegible]
服流布成程町人百姓ていのものれハ
其分少成敗屈[illegible]
[illegible]

[illegible]其[illegible]不中[illegible]大病[illegible]振舞ハ[illegible]
[illegible]振[illegible]其[illegible]
[illegible]中[illegible]大[illegible]ハ[illegible]者が同通[illegible]
[illegible]所可[illegible]
不平[illegible]法度の[illegible]
[illegible]

常陸湯治に参り不身知行所之百姓
仮りに召連れ申候事不届千万
の事ニ候間、法度前云不届之段
申渡候間、検地等之儀ハ何ニ寄不相
成、服流斜腸に成ていぶ河程に仕て
其後ハ服流之儀ハ知行是迄無之
家来之者ハ世話に申候ハ、并数多
ぞくのいまゝあと付之中ニ有れハ、
可為成敗候、尾張徳川殿之
不及是非、世上之人ハ云国之御
仕合之に、弟如何様ニ申候
上ハ、一寸成共、御ハ

しぶ流合みと云て教授面白し
当時仕手服流と少なく能多
流見物の事也合みを片服流と
多く云ふ成ぬ内服流が花有小
柳流に松田流尾張流等くつきの若き
数多の内其分数を引くと云事也
国をとりまき是式の仕合みを生服流
の内を式下らうを不及我と云仕手
此方面しと云ふを掛て中れど云国
字多こてを云しと云ふ者口、を人の業也
所大物の長刀きのがさ下ゞとな
とを云ふ中分人手かれ迄の門人み

生れ乍ら武門に生し武道をたしなむハ
紛れの場所有之其ハ此川こそ左川めん
為ふ之仕ニ来也然ニ今日の意趣相晴し名
方の仕方ニかくより本意達事ニ而之仕ふす
眼病後と素なり左川より出て見と云
是ニ出世川ニ而世にし北逃ゲ切ル若者とも

面を頭かめて左り抱きたる時ニ眼病
成就致し左右へりてハ今一個の若者
芸之川の娘ニ而左半仕用捨に取返ハ
私義先年當時肥後守殿家中御通れ
後者所帯を取りて居ましハ私の手に打
其上大寺車義細故ニ一通暁を手

云と段〻云ふ事なれども晴屋
敷屋〻出会今日諸藩御引会北下
屋〻と中者ども出て長崎一通
騒動御所様御所様と変事申知い
今日諸藩〻引会中入会中諸藩
上京一寸出来ず御用

成あり〻何時出すと思ふ〻して其日
諸藩〻会所日相所流〻右通出騒動〻
云と段〻出て脱藩守反きこしめし家
老中出若殿様御所様長崎
あ人大〻不法御側の名人命も御
世成市急〻及兵御引打出

壽命さと云ふ時何代諸悪手前ニ過之
打ちたしたる時分の人は死去人は
死せざれたゞ一言の流候は終わる御世也
未宜敷候事料所和談相成候と決
候者共ハ家老中取て御取扱申去
其ニ付其段妻人ハ行かひも御用申出し

以親さ明日城主分諸濱面成之よし
妻人ハ大小脇時ハ出仕の忽ち中途しみればゞ
妻人芸ハ其様之沙汰も申したり抜
相届候へ仕る事其段妻人ハ大小之城段
者れど親族寄候其段に向せられ
其段其ニ付置候ハ御聞届候所

又今日神ノ御心ニ而息の御中ニ而脈流と
并淵ニ夜盛者持ニ而諸を政稽一通
色々其のいさゝけなく致したる事は
いかなる事にてかなる事を説りなる事なれば
一部に志ひとつ事を定むるに有る事を能ひ
盛者新法諸を御覧しと藤原其れば

吉田家の其る也給ぬいさてかなる事より説
ノ御遊ニ息ニ是を備めなる般其夕ハ皆赴入
此處ニ而脈流之様ニ付まれ而説致学
有事と相と致し而御かまりまされば脈法
守被体外御欽而ニ擬脈流ニ細者へ
何と脈流其外も國通り説吉田家の別

ひきこもりたまりきちがひ庵いかな
取扱その支を俳流中より皆いひ給へ
いさて狗加れ義にて此度作者口合おもてい
武士と武士と出るけれどもくらべ遠い
打ちたおき是と物事淳家支かれハ
件くり当雑物しと中より見れハ俳諧

世の甚意取しかし何とか中俳流
支不のそれ宗匠さまにても遊ぶハ甚しの
武士の中央あしき雑手きゝ家
其皆く事まひとを如しき甚いかり
ないハ俳流ハ本筋にて一年伏して見れ
存りて利付捨て度井上源蔵殿へ

城主の御意[illegible]
[illegible]御家中[illegible]
たるを[illegible]て城主の[illegible]
主のいきどり[illegible]
[illegible]れば[illegible]
御[illegible]仕[illegible]

あるを法度書[illegible]れば[illegible]
御[illegible]御家中[illegible]
[illegible]れ[illegible]の訴[illegible]
地方[illegible]
中不[illegible]
なれば[illegible]

中ちれぞ昭護守殿様の外出御みて
源蔵殿江戸下り之節供仕
仕候本古屋安人合出張之者ハ二人
大雑之御清水下り船渡し仕候其以服
流ゆ東面之者人ハ之者ハ
めゆ長の中御流れ見物御流れ
きれぞ城をよりも物かくせ
腰有人人の後人の外と長人
ハ之御捨後と井と源蔵同附い
松田源蔵と御用日ハ御高日ハ
ハ仕本古屋二人ハ外ハ波奥
中御に渡り仕と御ハ仕本服

流れを汲む人等の根の樣なる方法なれば
吉岡憲法一傳流の者なれば
他流との出合ひ勝負ふ立合ひ
勝負ふ立合ひ
者ざいの者
所の好方達人等の仕合ひ

ちかに服流をうたぬせに打はたり時
服流も面目なく思ひきんちり打掃て
祝されい古家古服流がそそぐふとうと
ぶり御の騒今なほちるの四方さま
は今の通抽者相談我のうるおぶられの
騒間不知りおだ抽義乃ぶ面目

いとおもしろかりしかの中ぶれい新時撫度
井上孫兵衛の孫右衛門殿の仕合年
抽義の乃新ぶ一家の御仕合百
何通式上長賜員の時おしとそ
の文ぶ今一家抽員仕義と中ぶれば
固敬ぶ抽人敬れの無修の文ぶれど

強は指南がいしく候て息りも無しと申候
而者流を背走也何偏好み大坂会を見ぶれ
数番しくと是から家の仕合能なる好方
あるいは哉道し当時躍ひしが又何と
見せん脈流は右の道をまし中に打出れ
論者なく江家のごとく今者は掛声哉

若風の一流の意哉を有る端道て打たる力
小脈流を出すの中に打迎なり無時に捨度
井上孫太夫は仲に合て又入未上て下り目知れ
只に古人の古足を度捨て風入気を打て掛声が見合候
なりしが脈流度哉たる見根は出来度
しと好有て好道にたかとし拍子仕合を候

職を中止されたる人を召抱てもよろ
敷旨を登城致し諸侯の仕合の
様子は西丸小姓流家元に被仰付肥
後守殿へ被召抱服流が流石我儘なく
ひろめ人世上に高名大家
なる話前を知たる者共に伝授れ弟子
子別れ小服流が流の門人に成
有様人数出来年服流家元ち世伝
たく家元印許を乞て高服流
是少の手道具指図ひ拵者ひる

古圖が議崩の色成見世處慶長中に
木下肥後守殿乃足役付紫木村から
竹挑野三左衛門の足輕を生出しと
かためて是より十六人の前大寒におか遠
しをすごとして棟梁にちかはさ遊
いまだそのまん我のがれ同前なれ國廣
其身へちゆり出て見かくて服流は西国
なきと残念にて其後をわすれん
後何国と武をすく立つ出でむ服流てく
くと思ふ稲は我は信長へ被為召下完
山と中がくおれと是まず無念書置
小仕附られた生我ゆ件後前書よせん

吉田を閏ニ埋し其つ娼んも晴
さもんば有会のことすと仏よおりかくれ
非人の姿となり兼好法師伊賀にぞ忍
行隠有天正十八年五月廿六日頃月酒
に行夜の又る猪さ同への物語りし
まれかしよ乃れて吉田神家に見分其

夜もこ雨風はげしく篠を乱れもあり
併も荒れけれは吉人かきりさぞさし山ちかん
を捉り隠浦の浦道を通りて其篠隠吉山
我を変とて是る同掛る額ニ有待寿ニ
さ毎しの嘆さし能々酒宴てとし中其足
肩着を着て人ニ有頭に家来七助をし娼調

まして其七郎成長御通をたどり
行末をはかり吉田をも行合申て七郎君の親に
足利殿御内の吉野様と見えたり然る所に
上杉を攻んと六万騎にすぐれ見れは水流に
休ひ居たり後方を見れは寄手十万騎廿六人同六百の
旗ひけの男共さきに打立まうて重のおもひく

たるたくんひの槻を挟さん吉野を附親甚忠
縁者の忍とも相見え七郎君子頼にて是を極せん
吉様を附親とらん／＼とて何年比夏吉田極
志をも七八にかへりて其趣をも申せと吉田
様を我命もおしく思ひ水流に入様に
取立られ千万の人の毛もの八幡大を討たる事をとくす

あしに右近ハ舟にて見へしか右近殿の
耳に入ける所に御たんす抜掛て切腹遂切けり
さる所に七郎右衛門と右近殿も是非なく右近と云
掛つる事有れハ左様成事にて其外
ていき後家七助右衛門と申て渡し置
ありせんと呉ける其口上しかも女の

の事成ける処に北野の縁を申成有之由申し是ひ
口が面あ神にて候者をまねき人にて申し
れ共右近死かひと見ゆ済進有之れは太閤
様公へ申し何者の申たる事ゝ申
三成を通数度ゝ右近の事に付申
其後右近の事五十騎の家来の

[illegible]

彼れ二男[illegible]を[illegible]打[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の[illegible]

法正公の御見[illegible]新地[illegible]抱

[illegible]

[illegible]

親子[illegible]

公[illegible]武[illegible]

武[illegible]

惣してそれ夫天地の利雨露を蒙れハ凡武
士たるものハ天地の恩をわすれて八大皇威徳
をおもふ世利と俗家に同しく武者修行した
きものハ家を出て武者修行の城郭に出入して
年を立芸術国々所々をめくり敵を討出陣
諸方を出入武者として能者とまじはりて一つ我家

立帰り出家して官途部に有て剱を帯けれハ官
位部ちつかさと流し他家の出家と成ては
在国の敵討をするも汁王あまねく同して武者修行
せよとの則親の敵を打せん事の由を言されて
一刀もとめて立出をしと指を申けんハ帰く
是故に於て官兵武篭を設見同して武

高瀬門之助教之儀不苦事

同編

同之事武蔵武州討之事

同之事服流改名之事

同之事武蔵江戸大火消防事

同之事武蔵歌討之事

宗盛武蔵武者所之事

朝日宗盛武蔵武者所ニ成ル

列ニ道中国ヲ移シ給ヒ伊津ノ宮伊津ノ神ニ

奉祈武運弥新ニ成リ給ヒ落ル列ニ生ル

又ノ人ノ所ニ奉ル成ル御ノ遠近遠ク

大道ヲ成ル所ニ世道不ル成ル也

日成ル者ハ及新ル奉ル成ル人ノ生ル

ル成ル成ル武ル成ル成ル成ル成ル

源ノ武道ヲ成ル武者所ノ全ク奉ル人ノ

之ニ中世山ニ振ハ及ハ為ノ為ノ

花ノ人ノ勝ク陶ル所ノ一ノ成ル只実

又大ノ人ノ歌ヲ見ル一打ル事又乃

[illegible]もの[illegible]の外[illegible]
外[illegible]家[illegible]家[illegible]家[illegible]文[illegible]源[illegible]文[illegible]
[illegible]入[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
とたく谷水の音[illegible]聞[illegible]
[illegible]たる松の[illegible]風[illegible]通し[illegible]
其[illegible]

東西[illegible]夜の明[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
たぐひたぬらかぎれ[illegible]
引[illegible]
[illegible]の[illegible]

[illegible]
[illegible]ハ[illegible]人の仕[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

世平小さ木ゝで油玄小一打と打かれ、軍
ゝぞの武蔵かれ、一度小太力を打前ゝ人
ゝ武ゝゝゝに打付玉小俵人ゝ撫ゝ
和彩ゝ長子ゝ面ゝゝと力ゝゝ笑ゝ彼ゝ
ゝゝの弘ゝゝゝ人舟の強を乞つゝげ
古油戦乗の者を付ゝゝゝゝゝ強を

を張てゝゝゝゝ二文字清いて力海を武蔵八
ゝ拾ゝゝ船を分ゝ一強ゝ地ゝ備前者
彼ゝゝゝゝ言ゝ叶ゝゝゝゝゝゝ二度
用小大鼠小人多根ゝ俵を乞つゝ者出油強
ゝゝゝの拾ゝゝ和ゝ道具を張ゝ
ゝゝゝ大油小ゝ者ゝ長ゝ小大縄小大を身

れと申蒙と申義はあさと会廊下廊下
をかの屋敷にて人々の男を分け突つき
事れ、只一強少者いきたくそり彼女を武蔵
をそそのかす事をもく稼ぎ只今
乃意雑を敬(古)敬不雑を浅ましき
中れ、武蔵守に蒙を其方長いた廊下に
かくる雑織不ぬ立れ、彼女帯板
を私をそ足が出量後ゆ色光椿村系
の者ゆ〜が此夜仙毎〜東小系を
大男小人が私を世所むたひ小清れ鉄小沢
の女房小ゆれをさの家を所方をの古信を
以命を助中ゆ〜ゆ〜ゆ〜

武蔵之守殿相模
守殿世上ハ雜用
無沙汰ニ成ん之由
無ニ出家ニて生之
れハ人々ニ之ニ
ハ大地不可
無相模殿之所存之
由被仰下ル
私食を市町ニ
下ル

為ニ為ハ我ハ
ハ武蔵之守殿
成屋之者之
ハ大合
ハ毎日武者
食を取て武蔵
生不ニ逆ニ
屋しハ

れいたるに心ゆかれぬ事なれども
もとより心ゆかぬ者橋村にて名は武蔵
国そん橋村のぞくなれば朝里城
れい[illegible]なる城金[illegible]の内時
代もつて[illegible]なりと[illegible]何
事一夜宿をかりたる武蔵中

ゆえ其事いまだ有御行の者のうく
れば[illegible]と聞[illegible]
二親ともとかの[illegible]
一夜とも[illegible]
大内[illegible]文[illegible]
山の[illegible]

[illegible]
と有るは、[illegible]
かり[illegible]
[illegible]
知[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゑしが有名なる夜何者とも知れず国
打殺したりケ様に成行きも
計り難し国法を以て命可絶と申れ武義国
て立て自分のと申で相ゞ定る方歟
の人々の者共と申れゞ立て申
ゆゑ何通りかそれ〳〵に成行不

申さるべき人物さかゝして想ひは
の男〳〵と申れゞ武義中相ゝ今も
何とか色々申立国左衛門
と申者列挙ゝが実父親の歌也
打ゞ為に武者修行の為中なりと申
れゞ立て立て色々出ゝ今点

余事の如きは郷土の有志者
佐賀文化を[illegible]
[illegible]しき吉山武夫氏の朝倉日
[illegible]さが私が眼光を[illegible]
[illegible]情を以て命を[illegible]
郷土佐賀仕事[illegible]

[illegible]人誌国歌を[illegible]

作家服流改変の変

[illegible]作家服流改変の変
[illegible]
[illegible]
小倉の一篇を[illegible]

左之如き改口掘指の用利拝領致候
不甚以小金の儀ニ是迄用申渡候
ハ、路地相作集め宮中ニて第壱百
伯余長光の刀を拝領致候ハ、
身無之大臣官之者刀掘指の用
利ハ是迄ハ不得致ニ候ハ、
大臣ハ彼刀を取出ス之者ハ
得改ニ是ハ成程刀之儀ハ
第壱百八郎光中小之儀ハ
但表ハ之中ハ宮中之献上ハ
雖成平分之儀の伯耆長光の刀ハ
儀の伯耆長光の刀之中之儀ハ

市兵衛義成と彼方国之[illegible]馬を下[illegible]
彼之家臣が出て長光の刀をいたゝき
[illegible]長光と義成と[illegible]
英[illegible]
宿[illegible]
刀[illegible]

[illegible]守反国[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

長興寺社檀那下り之項ニ所小玉堰の
小二郎長浦童子小合ニ彼童子く
於ニ之海ニ入ニ之の由ハ長ニ寺ニ私張
細ニ新ニ之新ニ寺ニ彼事ニ家早ニ百日小
及ニ海ニ之水ニ成ニ之ニ依ニ之ニ
之ニ陶ニ入ニ中ニ者ハ彼童子ニ打ニ
世源細ニ打ニ小明神ニ来ニ之ニ
口ニ之ニ之ニ小ハ源ニ之ニ海明神ニ
志ニ御ニ世ニ変ニ之ニ我ニ之ニ
を投ニ之ニ有ニ者ニ小ニ彼童子ニ
母ニ之ニ中ニ人ニ小ニ
海ニ長浦ニ之ニ御ニ投ニ之ニ中ニ先ニ彼童

[illegible]世浦湖を打れとあるまで
せん面振の口と称せる所の高せんを者こすで
切り直りのさらせん井を打かとめいとと
に姫は面振の口の魂一口ふとすりたとく
大蔵切れきれるかの数ひるしと云
り成一梅の煙となり出るの花さう

たり長光とさるの思ひ成なし佐渡を
伝ひ越ひ越りこ高り高るの佐渡に縄
張ぎ成さ松いあるたるに掃部口なり
殿様沙汰指し長光高るの岩の他
みてもこの高浦松の口ふ高るの岩の他
みてもこの高浦中れ甲斐古殿様

之れの伝授を受て相面の新たり又
之れ百の新指の長老の口を出る長老
と中支を之を必ず伝授と伝有り
先ず第一中の号前義民組織の
伝授一中ばし礼を以て時を方へ
国支者て新たり時と百姓年の儀と

身先ず之れ第の伝授の小口の出こばれ
高遠不高者と高遠の義を有れ
小の思義小之ひ其伝授見れ小宗口
の古多之て有相と新方の南て切なると
見くたり並しくの口の内と其時の
何て伝者一男子りとそ之見れ新稀

[illegible]
長光と名乗り申し候へ共甲斐国
駿河播磨守と申し候へ共宮大夫の
次下男八郎宮大夫の子に相続
川五郎左衛門尉相模守殿の家老
中成り申し候へ共相模守殿
[illegible]相模の後家尼一門と成り
何迄民部殿の上に成り地名を下総
上総浦和八郎道願殿の事信濃と成り
同弟小野寺道[illegible]
[illegible]
の代に初て異国の御調宮と成

[illegible]

[illegible]宮武蔵守藤原[illegible]

相宮武蔵守法師を迎り剣術の稽古

[illegible]まゝ出合ふ日の仕合成し世ど武

[illegible]人[illegible]豊前守[illegible]

て大塚宮内少輔藤原[illegible]中[illegible]日下[illegible]世間

の風[illegible]武蔵守[illegible]

細川九郎[illegible]剣術の稽古[illegible]

の異[illegible]豊前小倉[illegible]一番[illegible]日

宮内少輔[illegible]武蔵守の世[illegible]

玄関を[illegible]

先生先り来て四郎作殿と婚礼花の
が結ぶ人出会の仕合る事度度事
と入来れ七郎兵衛殿
性者武士殿と殿方
美へたり何事成義度新
どもも云愛ふ事唯一平伏

事以下略と云事
通れ云次の結出宮本武蔵市仁
所武蔵の事行と中ノ孔宮文れり
先生義通し重ねと豊ノ出
一通りの接待お延
名出先生の仕合を聞き

五郎は明朝の御供致仕候ものと
思召し候ものと存じ候間延引
宮内卿殿に相成候ては
なるべく宮内卿殿に迷惑
かけまじき為に宮内卿殿
明日御推参の御潔白の為明日
早朝に西宮

元服し給ふ宮内卿殿
見送り為に武士七郎
実盛を和義遣はしと
義盛の者武義に
て宮内卿殿の御
早武義に門弟の
元服の儀

[illegible]
と申候潮[illegible]
[illegible]欲と申候[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
欲の[illegible]と申候[illegible]

大隅殿[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

別紙のとおり御指の小柄を元金一枚と
宮大夫の相減の級と所員人合有間しと
吳服屋の武義に申入れ平人元級程
宮相遠と相望申たるく定改宮大夫の宅、
第一如宮大夫甚目に稽古目九指く
相義の方所の宮程稽古も御講堂大夫
出仕相〳〵出人別分所結金の有間し
と相〳〵の相御り政良ゐて宮大夫
武義中の吳服屋に出る吉屋屋敷と
中者の法会所と金不相のて
大かけ元い宮大夫もの一吳所の義
たるの〳〵別吳寺御程を吉屋屋敷

と思ふ者多年にして及び今の世参社
の儀式を思ふ心ゆえのみ異国を
滅ぼすことを第一と云ふ事
先ず文武兼備の人を先生の御
後継に見立て仕候の儀を以て
尺寸拙者情別出逢ひ暫く逗

留致し居候間に長州藩と佐賀藩
藩の申御の為に二藩と仕合致候
不平佐賀藩流を討ち申
彼り出長崎に佐賀の藩
出張致し候間に藩
みな先生方と共に奮

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寛文之比利之吉宗を家斉の養子
たる長男授与の御願と申れば武家も
別段御加恩無御座候ものゆえ
世俗寛文小姓衆と唱えて大人衆と唱へ
居申候ゆえ右通御願ひ申上
其年月武文日記寛文十八年

文月朔日の夜半に長崎屋源右衛門宅に
召れたり始中間部内匠頭
金銀言葉巧の新服の為に
名字拝領御願ひ申上
寛文之比世間噂申候
也其時分打ち過ぎ武家中

[illegible]
今日之會議頭[illegible]
[illegible]
強急[illegible]の[illegible]昭流[illegible]
[illegible]
今日[illegible]

昭別兩國[illegible]
[illegible]昭[illegible]

宮本武義論討文

[illegible]昭[illegible]
[illegible]
[illegible]

志動と一加爰ニ[illegible]
[illegible]
服部平出合迄ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]

郡司殿御家人一同不中上洛武蔵国甲
斐守護殿御出京之時被召具御家人相叶忠
義之上洛武蔵国住人河越小太郎
以下諸国御家人悉被召具畿内之
輩被討取所領之後鎌倉殿御上洛
之時被召具御家人一分戦場之
法師之御上洛之時武蔵国中之武士
守護殿御下之事武蔵之犯後然者
承久兵乱之事武蔵国之武士為地頭
被討取之者多数事有之歟仍武蔵
国之事也不毛利京四郎
遠江足之城之法師公義者若狭国
御下国之時対者有一時

無真分不社指定之人異年拓之居是
[illegible]依之又居之事の年数
[illegible]の歌不給給[illegible]
貢年数と何年中之[illegible]
[illegible]為[illegible]
[illegible]相定小給分地[illegible]の[illegible]

有是之仕分清水[illegible]
[illegible]検使同附[illegible]の使[illegible]
出[illegible]を以て国[illegible]
相無之迫国[illegible]の私
[illegible]
[illegible]

其の方ども桜井様御流の其日の
如くただ白装束の御養ひ方もむくを
着し御養ひ紙の陣羽織白袴の
袴をとりさまざまと矢束の内へ全く
さし越て取り上げ申候其日
の如く同日白装束の御養ひ方もむくの
少袖を着し前髪の陣羽織袴の
野袴を着し長刀さまざまと矢束の内へ入り
是も同様さし越て来る歌舞の儀
支給り三番の右戦打ち出せば羽織袴
少々合せる様にと御仕合せ申候
の間に和合して取り立て申候敵味方

るく走りと海辺一帯に御陣の時をう
ばせ一ぶさを負て一度の方を板部
地蔵城をして戦ひしが船流ばいうて
打出方を武蔵編出て打方の船
流を切ぬと走りたるし宮本武蔵を
主ぬつと打出方に早武蔵を加所
の方と同じく北方河の中ーかるーみぎ
分相敵打下す所の右敵を打出
生捕八人合て切の体机の直に抜の
たく帰くいきを休め敵を打出ば
二人合を高しーぬくの右戦こ

が家の武義が弟子にして打方の服流を切望
致しそうらえども師匠のたびたび
たり家の武義が弟子にそうらえども
打方の服流が門弟の家方に稽古を申
武義も門弟にそうらえども
稽古の儀を望申候ゆえ師匠
稽古仕候ず服流を望申

切つけなと
仏四方丸にて抜と武義二流の事を
申ひ踏めて打方の服流を八代が
よりとの丸と仕剣のうり申より
宮本武義沙弟嘉左衛門武蔵
と出原和之四郎のくるとかの
と申ず服流の事を聞て見

諸流のくとなれる物を初まりしなり天のみ
ちのごとくこれ後の法者を開をあ
けて武義出来たりしと養ん初祖と一時
の服流が體を二つに合て当の家をきく
矣たり武義を等乗の初祖を達し
後世と打連見る初国に渡り者今

の世の初祖宣宗一流光子孫繁昌
波切り服流が四つ世流の死數を葬
今の十の内を服流流と名武弥流
と謂ふ古今の四つ世の流を別服後
両国の古を世流と流千穂楽武
流を是始め元国出家仕る

安政二卯年

新谷[illegible]直命卯歳

[illegible]村　[illegible]氏什物

此本何方ハ今茶作法
高遠ニ市之助方
此風ニ而作之
嘉兵衛
一安政三年辰如月
蒲原喜市郎